

2016年(平成28年)12月5日号

NO. 2757 (毎週月曜日発行)

株式会社 週刊住宅新聞社

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-9-4 中公ビル
TEL.03(5363)5810 FAX.03(5363)5815 郵便振替口座 00120-5-83424
発行人 長尾 浩章 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

http://www.shukan-jutaku.com/

週刊住宅

CFネット流 大家実践塾

アルツハイマー病の平均余命については諸説あるが、8〜15年程度のものである。罹ったからといって身体が健康が失われるわけではないため、余命はその人の健康状態による、ということであろう。親族からすれば、アルツハイマーであっても長生きしてもらいたい、というのが当たり前の気持ちだと思われる。

ただ、そのような状態になると、法律行為についてほとんど何もできなくなってしまう、ということも忘れてはならない。

遺言、不動産売買、抵当権設定、信託契約、賃貸などいわゆる資産運用、相続対策に関する行為はほとんどが法律行為である。意思能力が欠けてしまうと、資産運用や相続対策を行うこ

218

アルツハイマーと資産運用 ①

とはできない。

不謹慎なもの言いだが、相続が発生してしまえば、その時点から相続人が資産運用を行うことができないが、意思能力が欠けた状態では資産運用はできない。

若いうちにこの状態になった場合、相続が発生するまで、何十年もその財産は塩漬けになってしまう。

こうした場合、後見人を立てることになる。だが、

相続対策は「後見」前に

遺言も「争」相続対策に効果

最終的にまと

まったとして
も、それぞれ
「あいつが、あ

後見人は自由に財産を運営できるわけではない。家庭裁判所または裁判所の選任する後見監督人による監督を受けなければならない。

後見制度の目的は、本人の財産を守る制度。後見人が資産運用することは認められない。相続人の持つ相続税を圧縮する相続対策など、もつてのほかである。

後見人を付けると、その時点から資産運用、相続対

策は行えなくなる。そのため、意思能力がはっきりしているうちに、遺言、法人設立、民事信託などといった制度を活用することになる。

遺言は相続が発生してから効力が発生するため、相続対策にはならないものの「争」相続対策には有効である。

遺言がない場合、相続が発生してから相続人全員で

てもらった。今回の相続ではこちらが少し多くもらって平等になるはずだ」「俺は長い間お父さんの面倒を看たのだから、こちらが多くもらって当然だ」「お父さんは、幼稚園は自分に任せると言っていた。儲からない事業を引き継ぐのだから、他の財産も多くもらうのが平等のはずだ」。一つひとつは、理屈の通る話でも、全て勘案して平等に分けることは不可能である。

遺産分割協議を行う。財産の分け方という生々しい話し合いを、ほとんど初めて家族間で話し合っただ。もちろん、皆、自分が欲張りだなんて思っていない。ただ「平等に分けたい」と思っているのだ。だが、どの事情まで勘案して平等と考えるべきかについては、それぞれ思うところがある。(つづく)

CFネットグループ 鎌倉鑑定 小林雅裕 kobayashi@kfnatei.com